

那覇空港環境保全検討委員会設置要綱

平成 22 年 9 月 21 日制定

平成 25 年 5 月 14 日改訂

(設置)

第 1 条 那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価において内閣府沖縄総合事務局及び国土交通省大阪航空局が行う海域環境に係る環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するに当たり、高度な技術的・専門的判断や検討内容の合理性・客観性を確保するため、那覇空港環境保全検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、環境影響評価における環境保全措置の検討に関連する技術的・専門的な以下の事項について、指導・助言等を行う。

- (1) 環境影響評価を行う環境要素の調査、予測及び評価手法
- (2) 環境保全措置を検討すべき環境要素や検討過程及び検討結果の妥当性
- (3) その他技術的・専門的検討に係わる事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別紙に掲げる学識経験者及び有識者で構成する。

2 委員会には、委員長をおくこととする。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。なお、委員長がその職務を遂行できないときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、環境影響評価法第二十七条に規定する環境影響評価書を公告するまでとする。

(委員会の運営)

第 5 条 委員会の会議は、事務局が招集し、委員長が運営する。

2 委員会の会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の会議には、内閣府沖縄振興局、国土交通省航空局、沖縄県及び関係機関が出席することができる。

(公開)

第 6 条 委員会の会議は、公開を原則とする。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、沖縄総合事務局開発建設部那覇空港プロジェクト室（空港整備課）とする。

附則

本要綱は、平成 22 年 9 月 21 日より施行する。

別紙

那覇空港環境保全検討委員会委員

大森 保	琉球大学名誉教授
鈴木 武	国土交通省国土技術政策総合研究所 沿岸海洋・防災研究部長
須田彰一郎	琉球大学理学部教授
津嘉山正光	琉球大学名誉教授
◎ 土屋 誠	琉球大学理学部教授
中川 康之	独立行政法人港湾空港技術研究所 沿岸環境研究領域沿岸土砂管理研究チームリーダー
野島 哲	元九州大学理学部附属天草臨海実験所准教授

(五十音順、◎は委員長)